

なくてはならない 社協の移送サービス

これからさらに充実させるために

公共交通機関を利用することがむずかしく、高齢で要介護状態の方や、重度の障がいがある方にとって、外出すること自体が大きな生活課題となっています。今月号では移送サービスの内容を説明し、その課題を考えます。

■生活の足の確保が重要な問題：：

過疎の進む山あいの地域での暮らしは、公共交通機関自体が利用しづらい状況であり、生活の足の確保はとても重要な問題です。

「行きたいけれど足がない」「頼める人がいない」「家族の自家用車に車イスが乗らない」などの声に対し、社協では福祉事業として「移送サービス」を実施しています。

■宍粟市外出支援サービス事業は…（行政制度）

「外出支援サービス」は

■宍粟での「移送サービス」の始まりとその経過

社協の「移送サービス」の歴史は、平成7年頃にさかのぼります。郡内（当時）で人工透析治療ができるようになったことで、自宅生活が可能になった方の通院の足を確保するために、運転ボランティアを募り、波賀から宍粟総合病院までの移送サービスが始まりました。しかし、1回往復40km以上、しかも朝の送りと午後の迎えという活動に加え、利用希望者の増加もあり、時間的にも物理的にもボランティア活動の限界を超えたものとなりました。翌年度には、高齢者や障がい者の社会参加の促進を目指した社協事業として、専門の運転員と専用車を確保しての取り組みとなりました。その後、一宮、山崎でも同様の事業が展開されました。

この「移送サービス」とは別に、介護保険制度が始まり「ホームヘルプサービス」が全国統一の基準で行う事業となったことにより、ヘルパーがその活動車で通院介助を行うことが禁止されました。これが宍粟では地理的な状況により一部地域で行われていたため、行政は、この対応策として「外出支援サービス」を立ち上げ、社協等が受託実施してきました。主に要介護高齢者の通院の足としてスタートした「外出支援サービス」ですが、合併前、山崎では、80歳以上の高齢者と障害者手帳の所持者および介護認定を受けたすべての方を対象に広げられました。その後、宍粟市が発足し、「外出支援サービス」の調整が行われました。先行地域のサービス内容の変更が心配されましたが、市内全ての地域で同じサービスが受けられる内容となりました。

「公共交通機関の利用が困難な方で、外出が困難な高齢者や障がい者に対して、外出支援サービスを提供することにより、自立と社会参加の促進及び保健福祉の向上に資する

■福祉有償運送は…（社協単独事業）

「福祉有償運送」は、バス

車いすのまま乗車できる専用車

